

新旧対照表

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p><u>第2節 災害時の特例 (第16条～第17条の2)</u></p> <p>第3節 環境管理事業所等 (第18条～<u>第24条</u>)</p> <p>第3章～第11章 (略)</p> <p>第12章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 緊急時等の措置 (第112条・<u>第112条の2</u>)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第13章・第14章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 特定有害物質 土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある<u>物質</u>で規則で定めるものをいう。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 指定作業 <u>別表</u>に掲げる作業で規則で定めるものをいう。</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(14) 住居系地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、<u>準住居地域及び田園住居地域</u>をいう。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(設置の許可)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p><u>第2節 削除</u></p> <p>第3節 環境管理事業所等 (第18条～<u>第24条の2</u>)</p> <p>第3章～第11章 (略)</p> <p>第12章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 緊急時等の措置 (第112条)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第13章・第14章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 特定有害物質 <u>地下浸透禁止物質のうち、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある地下浸透禁止物質</u>で規則で定めるものをいう。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 指定作業 <u>別表第1</u>に掲げる作業で規則で定めるものをいう。</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(14) 住居系地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び<u>準住居地域</u>をいう。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(設置の許可)</p>

新	旧
<p>第3条 指定事業所は、知事の許可を受けた後でなければ設置してはならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>別表</u>の51の項に掲げる作業（当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）を行う指定施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定施設において再生する資源又は処理する廃棄物の種類及び量</p> <p>(16) <u>別表</u>の68の項に掲げる作業（当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）を行う指定施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定施設において保管する炭化水素系物質の種類及び量</p> <p>(17)～(20) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(表示板の掲示)</p> <p>第6条 第3条第1項の許可を受けた者（<u>別表</u>の61の項に掲げる作業（当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）を行う指定施設のみを設置する者を除く。）は、当該指定事業所を設置しようとする場所の公衆の見やすい箇所に、当該指定事業所の名称、許可年月日その他の規則で定める事項を記載した表示板を掲示しなければならない。当該指定事業所が設置された後においても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第8条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る同条第2項第4号、第6号から第15号まで、<u>第17号又は第19号に掲げる事項</u>（以下「<u>指定事業所の位置等</u>」という。）の変更をしようとするとき（当該指定事業所が、<u>第18条の2第1項の規定により認定された優良環境管理事業所</u>である場合にあつては、これらの事項の変更のうち、公害の防止上特に重要な変更として規則で定める変更をしようとするときに限る。）は、知事の許可を受け</p>	<p>第3条 指定事業所は、知事の許可を受けた後でなければ設置してはならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。<u>ただし、規則で定める場合にあつては、その一部を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>別表第1</u>の51の項に掲げる作業（当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）を行う指定施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定施設において再生する資源又は処理する廃棄物の種類及び量</p> <p>(16) <u>別表第1</u>の68の項に掲げる作業（当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）を行う指定施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定施設において保管する炭化水素系物質の種類及び量</p> <p>(17)～(20) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(表示板の掲示)</p> <p>第6条 第3条第1項の許可を受けた者（<u>別表第1</u>の61の項に掲げる作業（当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）を行う指定施設のみを設置する者を除く。）は、当該指定事業所を設置しようとする場所の公衆の見やすい箇所に、当該指定事業所の名称、許可年月日その他の規則で定める事項を記載した表示板を掲示しなければならない。当該指定事業所が設置された後においても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第8条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る同条第2項第4号、第6号から<u>第17号まで又は第19号に掲げる事項の変更をしようとするとき</u>（当該指定事業所が、<u>第19条の2第1項の規定により登録された環境配慮推進事業所</u>である場合にあつては、これらの事項の変更のうち、公害の防止上特に重要な変更として規則で定める変更をしようとするときに限る。）は、知事の許可を受けた後でなければ当該変更をしてはならない。た</p>

新	旧
<p>た後でなければ当該変更をしてはならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第10条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る次に掲げる変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 第3条第2項第9号に掲げる事項の変更(第8条第1項第1号又は第4号に掲げる変更に限る。)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 第3条第2項第16号又は第18号に掲げる事項の変更</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所が第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所である場合において、次に掲げる変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第3条第2項第1号及び第2号に掲げる事項の変更</u></p> <p><u>(2) 第3条第2項第8号に掲げる事項の変更(指定施設の種別及びその種別ごとの数並びに指定施設ごとの規模及び能力の変更であって、第8条第1項第4号に規定する変更に限る。)</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所が第18条の2第1項の規定により認定された優良環境管理事業所である場合において、次に掲げる変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第3条第2項第1号及び第2号に掲げる事項の変更</u></p> <p><u>(2) 第3条第2項第7号に掲げる事項の変更(指定作業の種別の変更に限る。)</u></p> <p><u>(3) 第3条第2項第8号に掲げる事項の変更(指定施設の種別及びその種別ごとの数並びに指定施設ごとの規模及び能力の変更に限る。ただし、第8条第1項に規定する公害防止上特に重要な変更として規則に定める変更</u></p>	<p>だし、次に掲げる変更については、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第10条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る次に掲げる変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新規)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 第3条第2項第18号に掲げる事項の変更</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p>を除く。)</p> <p>第2節 災害時の特例 (特例措置対象災害の指定)</p> <p>第16条 知事は、災害が発生した場合において、その対応又は迅速な復旧のため必要があると認めるときは、当該災害を特例措置対象災害として指定することができる。</p> <p>2 知事は、前項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。</p> <p>3 第1項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。</p> <p>(災害時における設置及び変更の許可の特例)</p> <p>第17条 第3条第1項及び第8条第1項の規定にかかわらず、特例措置対象災害のために必要な応急措置として、特例措置対象災害の発生の日から、当該日から起算して6月を超えない範囲内で知事が指定する日までの間に、指定事業所（指定作業のうち応急措置のための作業として知事が指定するもの（以下この項において「応急措置のための指定作業」という。）を行うものに限る。）を設置し、又は指定事業所の位置等の変更（応急措置のための指定作業に係るものに限る。）をしようとするときは、第3条第1項又は第8条第1項の許可を受けることを要しない。</p> <p>2 第8条第1項の規定にかかわらず、特例措置対象災害により損傷した指定事業所の復旧として、特例措置対象災害の発生の日から、当該日から起算して6月を超えない範囲内で知事が指定する日までの間に、指定事業所の位置等の変更をしようとするときは、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>3 前2項の規定により指定事業所を設置し、又は指定事業所の位置等の変更をしようとする者は、当該指定事業所の設置又は指定事業所の位置等の変更に着手する前にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 第1項の規定により指定事業所を設置した者は、当該指定事業所に配置される指定施設の設置の工事が完了した日から起算して60日以内に第3条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>5 第1項又は第2項の規定により指定事業所の位置等の変更をした者は、当該指定事業所の位置等の変更をした日から起算して60日以内に規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>6 知事は、前2項の規定による届出があったときは、速やかにこれを審査す</p>	<p>第2節 削除</p> <p>第16条及び第17条 削除</p>

新	旧
<p>るものとし、その内容が第4条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その旨を届出者に通知するものとする。この場合においては、同条第2項の規定を準用する。</p> <p>7 前項の通知を受けた者は、当該指定事業所について第3条第1項又は第8条第1項の許可を受けた者とみなす。この場合において、第5条中「第3条第1項の許可には」とあるのは「第17条第7項の規定により受けたものとみなされる許可に」と、第6条第1項中「設置しようとする」とあるのは「設置した」とし、第6条第1項後段、第7条、第8条第2項及び第3項並びに第14条第2項の規定は適用しない。</p> <p>8 第3項の届出をした者は、当該届出に係る指定事業所の設置又は指定事業所の位置等の変更を中止したときは、その日から起算して15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。 (災害による期限の延長)</p> <p>第17条の2 特例措置対象災害が発生したときは、当該特例措置対象災害が発生した地域の指定事業所に係る第10条、第11条第3項、第12条及び第21条の規定による届出で、その期限が当該特例措置対象災害の発生の日から起算して6月を超えない範囲内で知事が指定する日までの間に到来するものについては、当該期限を30日間延長する。</p> <p>(環境管理事業所の認定)</p> <p>第18条 知事は、環境に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査（次項第3号及び次条第2項第3号において「環境管理・監査」という。）を行い、並びに大気汚染及び水質の汚濁の防止等生活環境を保全するための取組を総合的かつ継続的に推進している指定事業所で規則で定める基準に適合するものを、当該指定事業所の設置者の申請に基づき、環境管理事業所として認定することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(優良環境管理事業所の認定)</p> <p>第18条の2 知事は、第18条第1項の基準に適合する指定事業所であつて、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している事業所として規則で定める基準に適合するものを、当該指定事業所の設置者の申請に基づき、優良環境管理事業所として認定することができる。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げ</p>	<p>(新規)</p> <p>(環境管理事業所の認定)</p> <p>第18条 知事は、環境に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査（次項第3号において「環境管理・監査」という。）を行い、並びに大気汚染及び水質の汚濁の防止等生活環境を保全するための取組を総合的かつ継続的に推進している指定事業所で規則で定める基準に適合するものを、当該指定事業所の設置者の申請に基づき、環境管理事業所として認定することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p><u>る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>指定事業所の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>指定事業所の名称及び所在地</u></p> <p>(3) <u>指定事業所の環境管理・監査の体制</u></p> <p>(4) <u>指定事業所の環境に関する方針</u></p> <p>(5) <u>当該指定事業所において行う指定作業及び当該指定作業を行う指定施設の概要</u></p> <p>(6) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>3 <u>第1項の認定の有効期間は、6年の範囲内で知事が定める期間とする。</u></p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第19条 指定事業所の設置者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の認定を受けることができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(環境配慮推進事業所の登録)</p>
<p>(欠格事項)</p> <p>第19条 指定事業所の設置者が、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第18条第1項及び前条第1項の認定を受けることができない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第19条 指定事業所の設置者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の認定を受けることができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>第19条の2 知事は、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している環境管理事業所で規則で定める要件に適合するものを、当該環境管理事業所の設置者の申請に基づき、環境配慮推進事業所として登録することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の登録を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>環境管理事業所の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>環境管理事業所の名称及び所在地</u></p> <p>(3) <u>当該環境管理事業所において第38条、第40条又は第48条の指針に基づき自ら周辺的生活環境に配慮した事項</u></p> <p>(4) <u>当該環境管理事業所において行う指定作業及び当該指定作業を行う指定施設の概要</u></p> <p>(5) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>3 <u>第1項の登録の有効期間は、3年の範囲内で知事が定める期間とする。</u></p>
<p>(公表)</p> <p>第20条 知事は、第18条第1項の認定をしたときには、環境管理事業所に係る次に掲げる事項を公表するものとする。当該事項の内容に変更があったときも、同様とする。</p>	<p>(公表)</p> <p>第20条 知事は、第18条第1項の認定をしたときには、環境管理事業所に係る次に掲げる事項を公表するものとする。当該事項の内容に変更があったときも、同様とする。</p>

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定の有効期間</p> <p><u>(3) 環境に関する方針の概要</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>優良環境管理事業所</u>について準用する。 (認定申請事項の変更の届出)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定の<u>年月日</u> (新規)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 前項の規定は、<u>環境配慮推進事業所</u>について準用する。 (変更の届出)</p>
<p>第21条 環境管理事業所の設置者は、当該環境管理事業所に係る第18条第2項第3号及び第4号に掲げる事項<u>その他規則に定める事項</u>の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>優良環境管理事業所</u>の設置者は、当該<u>優良環境管理事業所</u>に係る第18条の2第2項第3号及び第4号に掲げる事項<u>その他規則に定める事項</u>の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。 (表示板の掲示)</p>	<p>第21条 環境管理事業所の設置者は、当該環境管理事業所に係る第18条第2項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>環境配慮推進事業所</u>の設置者は、当該<u>環境配慮推進事業所</u>に係る第19条の2第2項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。 (表示板の掲示)</p>
<p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、<u>優良環境管理事業所</u>について準用する。 (認定の失効)</p>	<p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、<u>環境配慮推進事業所</u>について準用する。 (認定及び登録の失効)</p>
<p>第23条 第18条第1項の認定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 当該環境管理事業所が第18条の2第1項の認定を受けたとき。</u></p> <p>2 <u>第18条の2第1項の認定</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。</p> <p>(1) 認定の有効期間が満了したとき。</p> <p>(2) 当該<u>優良環境管理事業所</u>を廃止したとき。</p> <p>(3) 当該<u>優良環境管理事業所</u>が<u>指定事業所</u>に該当しなくなったとき。 (認定の取消し)</p>	<p>第23条 第18条第1項の認定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。</p> <p>(1)～(3) (略) (新規)</p> <p>2 <u>第19条の2第1項の登録</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。</p> <p>(1) <u>登録</u>の有効期間が満了したとき。</p> <p>(2) 当該<u>環境配慮推進事業所</u>を廃止したとき。</p> <p>(3) 当該<u>環境配慮推進事業所</u>が<u>環境管理事業所</u>に該当しなくなったとき。 (認定の取消し)</p>
<p>第24条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第18条第1項又は第18条の2第1項の認定を取り消すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 優良環境管理事業所が、第18条の2第1項の基準に適合しなくなった</u></p>	<p>第24条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第18条第1項の認定を取り消すものとする。</p> <p>(1) (略) (新規)</p>

新	旧
<p>とき。</p> <p>(3) 環境管理事業所又は優良環境管理事業所の設置者が、第19条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 詐欺その他の不正な手段により、第18条第1項又は第18条の2第1項の認定を受けたとき。</p> <p>(削除)</p> <p>(水質の汚濁の防止に関する規制基準)</p> <p>第28条 水質の汚濁の防止に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。</p> <p>(1) 排水指定物質のうち、排出を防止すべきものとして規則で定める物質の種類ごとの許容限度</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(災害時特例に係る措置命令等)</p>	<p>(2) 環境管理事業所の設置者が、第19条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 詐欺その他の不正な手段により、第18条第1項の認定を受けたとき。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第24条の2 知事は、第23条第2項の規定により登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。</p> <p>(水質の汚濁の防止に関する規制基準)</p> <p>第28条 水質の汚濁の防止に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。</p> <p>(1) 排水指定物質ごとの許容限度</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第34条の2 知事は、第17条第3項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る指定事業所の設置又は指定事業所の位置等の変更が、第17条第1項の応急措置又は同条第2項の復旧に該当しないと認めるときは、その届出をした者に対し、当該指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止、施設の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 知事は、第17条第1項又は第2項の規定により指定事業所を設置した者又は指定事業所の位置等の変更をした者が、同条第4項又は第5項の規定による届出をしないときは、その者に対し、当該指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止、施設の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 知事は、第17条第6項の規定による審査の結果、その内容が第4条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該審査に係る指定事業所を設置した者又は指定事業所の位置等の変更をした者に対し、当該指定事業所における排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音若しくは振動の処理の方法、施設等の構造若しくは作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他必</p>	<p>(新規)</p>

新	旧
<p><u>要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定事業所に係る事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</u> (指定事業所に対する改善命令等)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>第5条(第8条第4項及び第17条第7項において準用する場合を含む。)</u>の条件に違反している者について準用する。</p> <p>(化学物質の自主的な管理の状況の報告)</p> <p>第42条の3 <u>指定事業所の設置者(当該指定事業所が、第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所又は第18条の2第1項の規定により認定された優良環境管理事業所である場合を除く。)</u>は、規則で定める期間ごとに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(飲食店営業に係る営業時間の制限)</p> <p>第55条 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、<u>第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域</u>(以下「住居専用地域」という。)において飲食店営業を営む者(規則で定める者を除く。次項において同じ。)は、その飲食店の付近の状況からみて騒音による公害が生ずるおそれがない場合を除き、午前零時から午前6時までの間(以下「深夜」という。)においては、営業を営んではならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 特定有害物質使用事業所を設置している者は、特定有害物質使用事業所の敷地(特定有害物質使用事業所が特定有害物質使用事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地及び特定有害物質使用事業所が廃止された場合の当該特定有害物質使用事業所の敷地であった土地を含む。以下「特定有害物質使用地」という。)に<u>関し、次の各号のいずれかに該当するとき</u>は、当該各号に定めるところにより前項の記録又はその写しを交付しなけれ</p>	<p>(指定事業所に対する改善命令等)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、第5条(第8条第4項において準用する場合を含む。)の条件に違反している者について準用する。</p> <p>(化学物質の自主的な管理の状況の報告)</p> <p>第42条の3 指定事業所の設置者は、規則で定める期間ごとに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(飲食店営業に係る営業時間の制限)</p> <p>第55条 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域<u>及び第二種中高層住居専用地域</u>(以下「住居専用地域」という。)において飲食店営業を営む者(規則で定める者を除く。次項において同じ。)は、その飲食店の付近の状況からみて騒音による公害が生ずるおそれがない場合を除き、午前零時から午前6時までの間(以下「深夜」という。)においては、営業を営んではならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 特定有害物質使用事業所を設置している者は、特定有害物質使用事業所の敷地(特定有害物質使用事業所が特定有害物質使用事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地及び特定有害物質使用事業所が廃止された場合の当該特定有害物質使用事業所の敷地であった土地を含む。以下「特定有害物質使用地」という。)を譲渡しようとするとき又は借り受けていた土地に特定有害物質使用事業所を設置していた場合において当該特定有害物</p>

新	旧
<p>ばならない。特定有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあっても、同様とする。</p>	<p><u>質使用地を返還しようとするとき</u>にあつては前項の記録を、<u>特定有害物質使用地を貸与しようとするとき</u>にあつては同項の記録の写しを、<u>特定有害物質使用地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。</u>特定有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。</p>
<p>(1) <u>特定有害物質使用地を譲渡しようとするとき又は借り受けていた特定有害物質使用地を返還しようとするとき</u> 特定有害物質使用地を譲渡し又は返還しようとする相手方に記録を交付すること。</p>	<p>(新規)</p>
<p>(2) <u>特定有害物質使用地を貸与しようとするとき</u> 特定有害物質使用地を貸与しようとする相手方に記録の写しを交付すること。</p>	<p>(新規)</p>
<p>(3) <u>借り受けていた特定有害物質使用地において第60条第1項第1号に規定する土地の形質の変更をしようとするとき</u> 特定有害物質使用地の所有者、管理者又は占有者(次号並びに第62条第2項第3号及び第4号において「特定有害物質使用地所有者等」という。)に記録の写しを交付すること。</p>	<p>(新規)</p>
<p>(4) <u>借り受けていた特定有害物質使用地において有害物質使用特定施設(土壤汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。)又は有害物質使用特定施設を設置していた特定有害物質使用事業所を廃止したとき</u> 特定有害物質使用地所有者等に記録の写しを交付すること。</p>	<p>(新規)</p>
<p>3 特定有害物質使用事業所を設置している者は、当該特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときは、前条の指針に基づき、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用事業所に係る特定有害物質使用地における特定有害物質による土壤の汚染の状況を調査し、その結果その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。ただし、当該特定有害物質使用地において、土壤汚染状況調査(土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査をいう。以下同じ。)(同法第14条第3項の規定により土壤汚染状況調査とみなされる調査を含む。以下この項において同じ。)が行われた場合にあつては、当該土壤汚染状況調査の内容が本文の規定による調査と重複すると認められる限りにおいて、当該調査及び報告をすることを要しない。</p>	<p>3 特定有害物質使用事業所を設置している者は、当該特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときは、前条の指針に基づき、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用事業所に係る特定有害物質使用地における特定有害物質による土壤の汚染の状況を調査し、その結果その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。ただし、当該特定有害物質使用地において、土壤汚染状況調査(土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査をいう。以下同じ。)(同法第14条第3項の規定により土壤汚染状況調査とみなされる調査を含む。以下この項において同じ。)が行われた場合にあつては、当該土壤汚染状況調査の内容が本文の規定による調査と重複すると認められる限りにおいて、当該調査をすることを要しない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>(特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更の実施等) 第60条 事業者は、特定有害物質使用地において土地の区画形質の変更を行おうとするときは、土地の区画形質の変更に係る計画その他規則で定める事項</p>	<p>(特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更の実施等) 第60条 事業者は、特定有害物質使用地において土地の区画形質の変更を行おうとするときは、土地の区画形質の変更に係る計画その他規則で定める事項</p>

新	旧
<p>を知事に届け出なければならない。ただし、<u>次に掲げる行為</u>については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>土壤汚染対策法第3条第7項又は同法第4条第1項に規定する土地の形質の変更</u></p> <p>(2) <u>土壤汚染対策法第7条第1項第1号に規定する実施措置又は同法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域内において行う土地の形質の変更</u></p> <p>(3) <u>土壤の掘削を伴わない土地の形質の変更</u></p> <p>(4) <u>通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定める土地の形質の変更</u></p> <p>(5) <u>非常災害のために必要な応急措置として行う行為</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>(土壤調査結果記録等の管理) 第62条 (略)</p>	<p>を知事に届け出なければならない。ただし、<u>非常災害のために必要な応急措置として行う行為</u>については、この限りでない。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(土壤調査結果記録等の管理) 第62条 (略)</p>
<p>2 <u>前項に規定する者は、前項の記録を作成した特定有害物質使用地に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより当該記録又はその写しを交付しなければならない。特定有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあっても、同様とする。</u></p> <p>(1) <u>特定有害物質使用地を譲渡しようとするとき又は借り受けていた特定有害物質使用地を返還しようとするとき 特定有害物質使用地を譲渡し又は返還しようとする相手方に記録を交付すること。</u></p> <p>(2) <u>特定有害物質使用地を貸与しようとするとき 特定有害物質使用地を貸与しようとする相手方に記録の写しを交付すること。</u></p> <p>(3) <u>借り受けていた特定有害物質使用地において第60条第1項第1号に規定する土地の形質の変更をしようとするとき 特定有害物質使用地所有者等に記録の写しを交付すること。</u></p> <p>(4) <u>借り受けていた特定有害物質使用地において有害物質使用特定施設又は有害物質使用特定施設を設置していた特定有害物質使用事業所を廃止し</u></p>	<p>2 <u>前項に規定する者は、特定有害物質使用地を譲渡しようとするとき又は借り受けていた特定有害物質使用地において第59条第3項本文若しくは第60条第2項の規定による調査若しくは同条第5項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画を実施した場合において当該特定有害物質使用地を返還しようとするときにあつては前項の記録を、特定有害物質使用地を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、特定有害物質使用地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。特定有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p><u>たとき 特定有害物質使用地所有者等に記録の写しを交付すること。</u></p> <p>(ダイオキシン類に係る記録の管理等)</p> <p>第63条の2 (略)</p> <p>2 第59条(第1項、<u>第2項第3号及び第4号並びに第3項</u>ただし書を除く。以下この項において同じ。)の規定は、ダイオキシン類管理対象事業所について準用する。この場合において、同条中「特定有害物質使用事業所」とあるのは「<u>ダイオキシン類管理対象事業所</u>」と、「<u>特定有害物質使用地</u>」とあるのは「<u>ダイオキシン類管理対象地</u>」と、「<u>特定有害物質による</u>」とあるのは「<u>ダイオキシン類による</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第63条の3 第60条から第63条までの規定(<u>第60条第1項第1号及び第2号、同条第4項ただし書並びに第62条第2項第3号及び第4号を</u>除く。)は、ダイオキシン類管理対象地について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>特定有害物質使用地</u>」とあるのは「<u>ダイオキシン類管理対象地</u>」と、「<u>特定有害物質による</u>」とあるのは「<u>ダイオキシン類による</u>」と、「<u>特定有害物質使用地公害防止計画</u>」とあるのは「<u>ダイオキシン類管理対象地公害防止計画</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第78条 第75条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第2項第2号又は第3号に掲げる事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。<u>ただし、既に受けた許可に係る事項を超えない範囲の変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第79条 第75条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る<u>次に掲げる</u>変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>第75条第2項第1号に掲げる事項の変更</u></p> <p>(2) <u>第78条第1項ただし書に規定する規則で定める変更</u></p> <p>(特定自動車の運行制限)</p>	<p>(ダイオキシン類に係る記録の管理等)</p> <p>第63条の2 (略)</p> <p>2 第59条(第1項及び第3項ただし書を除く。以下この項において同じ。)の規定は、ダイオキシン類管理対象事業所について準用する。この場合において、同条中「<u>特定有害物質使用事業所</u>」とあるのは「<u>ダイオキシン類管理対象事業所</u>」と、「<u>特定有害物質使用地</u>」とあるのは「<u>ダイオキシン類管理対象地</u>」と、「<u>特定有害物質による</u>」とあるのは「<u>ダイオキシン類による</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第63条の3 第60条(<u>第4項</u>ただし書を除く。)から第63条までの規定は、ダイオキシン類管理対象地について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>特定有害物質使用地</u>」とあるのは「<u>ダイオキシン類管理対象地</u>」と、「<u>特定有害物質による</u>」とあるのは「<u>ダイオキシン類による</u>」と、「<u>特定有害物質使用地公害防止計画</u>」とあるのは「<u>ダイオキシン類管理対象地公害防止計画</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第78条 第75条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第2項第2号又は第3号に掲げる事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第79条 第75条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る<u>同条第2項第1号に掲げる事項</u>の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(粒子状物質の排出基準)</p>

新	旧
<p>第96条の3 特定自動車の運転者又は使用者は、規則で定める排出基準を超える量の粒子状物質を排出する特定自動車を県内において運行し、又は運行させてはならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定自動車を緊急に運行し、又は運行させる必要がある場合はこの限りでない。</p>	<p>第96条の3 特定自動車から排出される粒子状物質の量の許容限度（以下「排出基準」という。）は、別表第2の左欄に掲げる特定自動車の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる測定方法により測定された同表の右欄に掲げる量とする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>2 特定自動車の運転者又は使用者は、排出基準を超える量の粒子状物質を排出する特定自動車を県内において運行し、又は運行させてはならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定自動車を緊急に運行し、又は運行させる必要がある場合はこの限りでない。</p>
<p>(特定自動車から排出される粒子状物質の量)</p>	<p>(特定自動車から排出される粒子状物質の量)</p>
<p>第96条の4 前条の規定を適用する場合における特定自動車から排出される粒子状物質の量は、規則で定めるところにより算定するものとする。</p>	<p>第96条の4 前条の規定を適用する場合における特定自動車から排出される粒子状物質の量は、別表第3の左欄に掲げる特定自動車の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる量を維持しているものとみなす。ただし、当該特定自動車について、別表第2の中欄に掲げる測定方法により測定された値が別にあるときは、この限りでない。</p>
<p>(猶予期間)</p>	<p>(猶予期間)</p>
<p>第96条の7 第96条の3の規定は、特定自動車が道路運送車両法第4条の規定により初めて登録を受けた日から起算して7年間は、当該特定自動車について適用しない。</p>	<p>第96条の7 第96条の3第2項の規定は、特定自動車が道路運送車両法第4条の規定により初めて登録を受けた日から起算して7年間（第86条の2第1号ウに掲げる特定自動車のうち規則で定めるものにあつては、規則で定める期間）は、当該特定自動車について適用しない。</p>
<p>(荷主等の義務等)</p>	<p>(荷主等の義務等)</p>
<p>第96条の8 反復し、又は継続して貨物又は旅客の運送等を委託する者で、当該委託を受ける者が使用する特定自動車の運行に相当程度関与すると認められるもの（以下「荷主等」という。）は、当該委託を受ける者が第96条の3の規定を遵守するよう、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>第96条の8 反復し、又は継続して貨物又は旅客の運送等を委託する者で、当該委託を受ける者が使用する特定自動車の運行に相当程度関与すると認められるもの（以下「荷主等」という。）は、当該委託を受ける者が第96条の3第2項の規定を遵守するよう、適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>(粒子状物質の量を増大させる燃料の使用禁止等)</p>	<p>(粒子状物質の量を増大させる燃料の使用禁止等)</p>
<p>第96条の9 自動車の運転者又は使用者は、自動車から排出される粒子状物質の量を増大させる燃料として規則で定めるものを県内において自動車の燃料に使用してはならない。</p>	<p>第96条の9 自動車の運転者又は使用者は、自動車から排出される粒子状物質の量を増大させる燃料として別表第4に掲げるものを県内において自動車の燃料に使用してはならない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(災害発生時等の汚染状況把握のための知事の措置)</p>	<p>(新規)</p>
<p>第112条の2 知事は、災害その他非常の事態の発生により漏洩又は飛散した</p>	<p>(新規)</p>

新	旧									
<p><u>化学物質について、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとしてその濃度等を把握する必要がある場合には、市町村、事業者等と連携して迅速に調査を実施するものとする。</u></p>										
<p>第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 第17条第3項(指定事業所の設置の届出に係る部分に限る。)又は第4項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 第29条第3項、第34条、第34条の2、第35条、第49条第3項又は第86条の規定による命令に違反した者</u></p>	<p>第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 第29条第3項、第34条、第35条、第49条第3項又は第86条の規定による命令に違反した者</u></p>									
<p>第121条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第8条第1項の規定に違反して<u>指定事業所の位置等</u>を変更した者</p> <p><u>(2) 第17条第3項(指定事業所の位置等の変更の届出に係る部分に限る。)又は第5項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>第121条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第8条第1項の規定に違反して<u>第3条第2項第4号、第6号から第17号まで又は第19号に掲げる事項</u>を変更した者</p> <p>(新規)</p> <p>(2) (略)</p>									
<p>別表(第2条、第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>別表第1(第2条、第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第2(第96条の3、第96条の4関係)</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 1128 1467 1236">特定自動車の種別</th> <th data-bbox="1471 1128 1758 1236">測定方法</th> <th data-bbox="1762 1128 2049 1236">特定自動車から排出される粒子状物質の許容限度の量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1240 1467 1316">車両総重量が1,700キログラム以下の特定自動車</td> <td data-bbox="1471 1240 1758 1316">10・15モードによる測定</td> <td data-bbox="1762 1240 2049 1316">1キロメートル走行当たり0.08グラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1319 1467 1428">車両総重量が1,700キログラムを超え2,500キログラム以下の特定自動車</td> <td data-bbox="1471 1319 1758 1428">10・15モードによる測定</td> <td data-bbox="1762 1319 2049 1428">1キロメートル走行当たり0.09グラム</td> </tr> </tbody> </table>	特定自動車の種別	測定方法	特定自動車から排出される粒子状物質の許容限度の量	車両総重量が1,700キログラム以下の特定自動車	10・15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.08グラム	車両総重量が1,700キログラムを超え2,500キログラム以下の特定自動車	10・15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.09グラム
特定自動車の種別	測定方法	特定自動車から排出される粒子状物質の許容限度の量								
車両総重量が1,700キログラム以下の特定自動車	10・15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.08グラム								
車両総重量が1,700キログラムを超え2,500キログラム以下の特定自動車	10・15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.09グラム								

新	旧					
(削除)	車両総重量が2,500キログラムを超える特定自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定	1キロワット時当たり0.25グラム			
	備考 10・15モードによる測定とは自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成4年総理府令第53号）別表第1の備考2に規定する10・15モードによる測定を、ディーゼル自動車用13モードによる測定とは同表の備考6に規定するディーゼル自動車用13モードによる測定をいう。					
	別表第3（第96条の4関係）					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 481 1615 520">特定自動車の種別</th> <th data-bbox="1615 481 2098 520">粒子状物質の量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 520 1615 1094">道路運送車両法第75条第1項の規定による型式の指定を受けた特定自動車（同法に基づき特定自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日前に同項の規定による型式の指定を受けたものを除く。）又は同法第75条の2第1項の規定による型式の指定を受けた特定共通構造部（排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質を減少させる装置を含むものに限る。）若しくは同法第75条の3第1項の規定による型式の指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた特定自動車</td> <td data-bbox="1615 520 2098 1094">左欄の型式の指定の際判定された粒子状物質の排出量</td> </tr> </tbody> </table>	特定自動車の種別	粒子状物質の量	道路運送車両法第75条第1項の規定による型式の指定を受けた特定自動車（同法に基づき特定自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日前に同項の規定による型式の指定を受けたものを除く。）又は同法第75条の2第1項の規定による型式の指定を受けた特定共通構造部（排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質を減少させる装置を含むものに限る。）若しくは同法第75条の3第1項の規定による型式の指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた特定自動車	左欄の型式の指定の際判定された粒子状物質の排出量	
特定自動車の種別	粒子状物質の量					
道路運送車両法第75条第1項の規定による型式の指定を受けた特定自動車（同法に基づき特定自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日前に同項の規定による型式の指定を受けたものを除く。）又は同法第75条の2第1項の規定による型式の指定を受けた特定共通構造部（排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質を減少させる装置を含むものに限る。）若しくは同法第75条の3第1項の規定による型式の指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた特定自動車	左欄の型式の指定の際判定された粒子状物質の排出量					
	上欄に掲げる特定自動車以外の特定自動車であって、道路運送車両法第59条第1項の規定による新規検査又は同法第71条第1項の規定による予備検査（以下「新規検査等」という。）を受けた特定自動車（同法に基づき特定自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日前に新規検査等を受けたものを除く。）	当該特定自動車が道路運送車両法第4条の規定による登録を受けた日において当該特定自動車と同じ種別の特定自動車について同法第75条第1項の規定による型式の指定を受けたときに適用された同法第41条に規定する粒子状物質の技術基準に定められた平均値（当該平均値が定められていないものに				

新	旧										
(削除)		あつては、当該平均値に相当するものとして規則で定める値)									
	道路運送車両法に基づき特定自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日前に同法第75条第1項の規定による型式の指定を受け、又は新規検査等を受けた特定自動車	道路運送車両法第41条の規定により初めて定められた粒子状物質の技術基準に相当するものとして規則で定める値									
	別表第4（第96条の9関係）										
	自動車から排出される粒子状物質の量を増大させる燃料										
	<ol style="list-style-type: none"> 1 重油（日本産業規格K2205に定める重油をいう。以下同じ。） 2 重油を混和した燃料 3 1及び2に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる燃料の性状が、それぞれ同表の右欄に掲げる基準値を満たさない燃料 										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 673 1599 711">燃料の性状</th> <th data-bbox="1599 673 2101 711">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 711 1599 826">90パーセント留出温度（日本産業規格K2254に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）</td> <td data-bbox="1599 711 2101 826">摂氏360度以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 826 1599 979">10パーセント残油の残留炭素成分（日本産業規格K2270-1又はK2270-2に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）</td> <td data-bbox="1599 826 2101 979">0.1質量パーセント以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 979 1599 1094">セタン指数（日本産業規格K2280-4又はK2280-5に定める方法で算出した燃料の性状をいう。）</td> <td data-bbox="1599 979 2101 1094">45以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 1094 1599 1310">硫黄分（日本産業規格K2541-1、K2541-2、K2541-3、K2541-4、K2541-6又はK2541-7に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）</td> <td data-bbox="1599 1094 2101 1310">0.05質量パーセント以下</td> </tr> </tbody> </table>	燃料の性状	基準値	90パーセント留出温度（日本産業規格K2254に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	摂氏360度以下	10パーセント残油の残留炭素成分（日本産業規格K2270-1又はK2270-2に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	0.1質量パーセント以下	セタン指数（日本産業規格K2280-4又はK2280-5に定める方法で算出した燃料の性状をいう。）	45以上	硫黄分（日本産業規格K2541-1、K2541-2、K2541-3、K2541-4、K2541-6又はK2541-7に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	0.05質量パーセント以下
燃料の性状	基準値										
90パーセント留出温度（日本産業規格K2254に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	摂氏360度以下										
10パーセント残油の残留炭素成分（日本産業規格K2270-1又はK2270-2に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	0.1質量パーセント以下										
セタン指数（日本産業規格K2280-4又はK2280-5に定める方法で算出した燃料の性状をいう。）	45以上										
硫黄分（日本産業規格K2541-1、K2541-2、K2541-3、K2541-4、K2541-6又はK2541-7に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	0.05質量パーセント以下										